

港区立南麻布高齢者在宅サービスセンターの

管理運営に関する年度協定書（令和7年度）

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会（以下「乙」という。）とは、令和4年4月1日に、港区立南麻布高齢者在宅サービスセンター（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した「港区立南麻布高齢者在宅サービスセンターの管理運営に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理運営に関わる年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施に対して支払われる管理運営に要する費用（以下「指定管理料」という。）を定めることを目的とする。

（協定の期間）

第2条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 令和7年度の業務内容は、基本協定第8条に定めるとおりとする。

（指定管理料の額）

第4条 基本協定第32条第2項に規定する指定管理料の額は、年間 35,897,102 円（消費税を含む。）とする。

（指定管理料の支払）

第5条 指定管理料は、四半期ごとに、乙からの請求に基づき前金払にて支払うものとする。ただし、基本協定第33条の規定により指定管理料を変更した場合は、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

2 前項に定める四半期ごとの指定管理料の支払額は、次のとおりとする。

（支払いの内訳）

対象期間	支払額
第1四半期	8,974,280 円
第2四半期	8,974,274 円
第3四半期	8,974,274 円
第4四半期	8,974,274 円
合 計	35,897,102 円

- 3 甲は、前項の指定管理料について、適正な請求があったときは、請求のあった日から 30 日以内に乙に支払うものとする。
- 4 甲は、前項の期間内に第 1 項で定める支払金額を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じ、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの率とする。）を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

（指定管理料の清算）

第 6 条 乙は、基本協定第 32 条第 5 項に定める余剰金等が発生したときは、甲が指定する期限までにこれを返還しなければならない。

（協議）

第 7 条 本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 港区芝公園一丁目 5 番 25 号
港区
港区長 清 家 愛

乙 東京都港区三田一丁目 4 番 17 号
社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会
支部長 杉 村 栄 一